

(第1回)

伊野町・吾北村・本川村合併協議会
設 立 総 会

日 時 平成15年1月20日(月) 午後2時~

場 所 すこやかセンター伊野 大会議室

伊野町・吾北村・本川村合併協議会設立総会

日時：平成15年1月20日（月） 午後2時～

場所：すこやかセンター伊野大会議室

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 委員及び監査委員委嘱状交付
- 4 委員、監査委員、幹事及び事務局の紹介
- 5 会議録署名委員の指名
- 6 議 題
 - (1) 報告事項
 - 報告第 1 号 伊野町・吾北村・本川村合併協議会設置までの経緯について
 - 報告第 2 号 伊野町・吾北村・本川村合併協議会規約について
 - 報告第 3 号 伊野町・吾北村・本川村合併協議会幹事会規程について
 - 報告第 4 号 伊野町・吾北村・本川村合併協議会専門部会規程について
 - 報告第 5 号 伊野町・吾北村・本川村合併協議会分科会規程について
 - 報告第 6 号 伊野町・吾北村・本川村合併協議会事務局規程について
 - 報告第 7 号 伊野町・吾北村・本川村合併協議会財務規程について
 - 報告第 8 号 伊野町・吾北村・本川村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償規程について
 - 報告第 9 号 平成14年度伊野町・吾北村・本川村合併協議会事業計画について
 - (2) 議 案
 - 議案第 1 号 伊野町・吾北村・本川村合併協議会会議運営規程について
 - 議案第 2 号 伊野町・吾北村・本川村合併協議会会議傍聴規程について
 - 議案第 3 号 平成14年度伊野町・吾北村・本川村合併協議会予算について
 - (3) 協議事項
 - 協議第 1 号 合併協定項目について
 - (4) その他
 - 伊野町・吾北村・本川村合併協議会委員の研修会について
 - 第2回伊野町・吾北村・本川村合併協議会の日程について
 - 先進地視察研修について
- 7 伊野町・吾北村・本川村合併協議会規約に関する協定書署名
- 8 閉 会

伊野町・吾北村・本川村合併協議会設立総会会議資料目次

(1) 報告事項

- 報告第 1 号 伊野町・吾北村・本川村合併協議会設置までの経緯について..... P 1 ~ 4
- 報告第 2 号 伊野町・吾北村・本川村合併協議会規約について..... P 5 ~ 9
- 報告第 3 号 伊野町・吾北村・本川村合併協議会幹事会規程について..... P 10 ~ 12
- 報告第 4 号 伊野町・吾北村・本川村合併協議会専門部会規程について..... P 13 ~ 15
- 報告第 5 号 伊野町・吾北村・本川村合併協議会分科会規程について..... P 16 ~ 18
- 報告第 6 号 伊野町・吾北村・本川村合併協議会事務局規程について..... P 19 ~ 22
- 報告第 7 号 伊野町・吾北村・本川村合併協議会財務規程について..... P 23 ~ 25
- 報告第 8 号 伊野町・吾北村・本川村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償規程について
..... P 26 ~ 28
- 報告第 9 号 平成 14 年度伊野町・吾北村・本川村合併協議会事業計画について
..... P 29 ~ 31

(2) 議案

- 議案第 1 号 伊野町・吾北村・本川村合併協議会会議運営規程について..... P 32 ~ 34
- 議案第 2 号 伊野町・吾北村・本川村合併協議会会議傍聴規程について..... P 35 ~ 37
- 議案第 3 号 平成 14 年度伊野町・吾北村・本川村合併協議会予算について..... P 38

(3) 協議事項

- 協議第 1 号 合併協定項目について..... P 39 ~ 40

(4) その他

- 伊野町・吾北村・本川村合併協議会委員の研修会について..... P 41
- 第 2 回伊野町・吾北村・本川村合併協議会の日程について..... P 41
- 先進地視察研修について..... P 41 ~ 58

報告第1号

伊野町・吾北村・本川村合併協議会設置までの経緯について

伊野町・吾北村・本川村合併協議会設置までの経緯について、別紙のとおり報告します。

平成15年1月20日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長 塩 田 始

報告第 1 号

伊野町・吾北村・本川村合併協議会設置までの経緯

年 月 日	事 項
平成14年5月30日	仁淀川広域5市町村(土佐市・伊野町・春野町・日高村・吾北村)助役・担当課長会をすこやかセンター伊野で開催 ・合併勉強会による資料づくりを提案
6月6日	仁淀川広域5市町村助役・担当課長会をすこやかセンター伊野で開催 ・5市町村から春野町が脱退 ・4市町村の専任担当者による合併資料づくり(3パターン)を確認
6月11日	4市町村助役・担当課長・担当者による打ち合わせ会を伊野町役場会議室で開催 ・資料づくり、資料内容、役割分担について話し合う
6月18日	伊野町役場に勉強会室を置き4市町村担当者による資料づくりを開始
6月26日	4市町村助役・担当課長会を伊野町役場会議室で開催(本川村助役・担当課長同席) ・本川村の勉強会への参加について承認 (3パターンの合併資料づくりにそれぞれ本川村を加える)
6月27日	本川村担当者が加わり資料づくりを開始
8月1日	5市町村助役・担当課長会を伊野町役場会議室で開催 ・担当者による資料説明
8月8日	住民説明用資料完成
8月28日	5市町村助役・担当課長会を伊野町役場会議室で開催 ・5市町村による合併勉強会の解散を承認
9月	住民説明用資料配布
10月1日	伊野町・吾北村・本川村合併検討協議会設立総会を吾北村中央公民館大会議室で開催 ・会長、副会長及び監査委員の選任 ・協議会規約の承認 ・平成14年度事業計画及び歳入歳出予算の承認 他
10月17日	第1回幹事会を吾北村中央公民館会議室で開催 ・第2回検討協議会議題について協議
11月	伊野町・吾北村・本川村合併検討協議会だより～ 1～を各町村広報誌に掲載

11月8日	第2回幹事会を吾北村中央公民館会議室で開催 ・法定協議会規約の調整等について協議
11月8日	第1回専門部会を吾北村中央公民館大会議室で開催 ・各専門部会の組織
11月13日	第2回伊野町・吾北村・本川村合併検討協議会をすこやかセンター伊野で開催 ・合併の方式、合併の予定期日、新町の名称、新町の事務所の位置等、合併協議会へ提案する基本的な協定項目について協議、確認
11月14日	税務分科会組織・事務現況調査説明会（吾北村中央公民館会議室） 人事分科会組織・事務現況調査説明会 //
11月15日	総務分科会組織・事務現況調査説明会 //
11月18日	管財分科会組織・事務現況調査説明会 //
11月20日	財政分科会組織・事務現況調査説明会 // 情報、電算分科会組織・事務現況調査説明会 //
11月21日	第3回幹事会を吾北村役場会議室で開催 ・法定協議会への県職員の派遣について協議
11月25日	消防、防災分科会組織・事務現況調査説明会（吾北村中央公民館会議室） 住民分科会組織・事務現況調査説明会 //
11月26日	国保、年金分科会組織・事務現況調査説明会 // 環境分科会組織・事務現況調査説明会 //
11月27日	保健衛生分科会組織・事務現況調査説明会 // 福祉分科会組織・事務現況調査説明会 //
11月28日	医療分科会組織・事務現況調査説明会 // 介護保険分科会組織・事務現況調査説明会 //
11月29日	児童保育分科会組織・事務現況調査説明会 // 介護支援センター、老人福祉施設分科会組織・事務現況調査説明会 //
12月	伊野町・吾北村・本川村合併検討協議会だより～ 2～を各町村広報誌に掲載
12月10日	伊野町議会第4回定例会において「伊野町・吾北村・本川村合併協議会設置議案」を可決
12月11日	吾北村議会第4回定例会において「伊野町・吾北村・本川村合併協議会設置議案」を可決
12月13日	出納分科会組織・事務現況調査説明会（吾北村中央公民館会議室）
12月16日	農業分科会組織・事務現況調査説明会 // 林業分科会組織・事務現況調査説明会 //

12月17日	商工観光分科会組織・事務現況調査説明会 第2回介護支援センター分科会(すこやかセンター伊野)
12月18日	地籍調査分科会組織・事務現況調査説明会(吾北村中央公民館会議室)
12月19日	学校教育分科会組織・事務現況調査説明会 社会教育、公民館分科会組織・事務現況調査説明会
12月19日	本川村議会第4回定例会において「伊野町・吾北村・本川村合併協議会設置議案」を可決
12月20日	社会福祉協議会分科会組織・事務現況調査説明会(吾北村中央公民館会議室)
12月24日	議会監査分科会組織・事務現況調査説明会 企画調整、地域振興分科会組織・事務現況調査説明会
12月25日	第4回幹事会を吾北村中央公民館会議室で開催 伊野町・吾北村・本川村合併協議会設立総会議事について協議
12月26日	水道分科会組織・事務現況調査説明会(吾北村中央公民館会議室) 建設分科会組織・事務現況調査説明会

12月17日	商工観光分科会組織・事務現況調査説明会 第2回介護支援センター分科会(すこやかセンター伊野)
12月18日	地籍調査分科会組織・事務現況調査説明会(吾北村中央公民館会議室)
12月19日	学校教育分科会組織・事務現況調査説明会 社会教育、公民館分科会組織・事務現況調査説明会
12月19日	本川村議会第4回定例会において「伊野町・吾北村・本川村合併協議会設置議案」を可決
12月20日	社会福祉協議会分科会組織・事務現況調査説明会(吾北村中央公民館会議室)
12月24日	議会監査分科会組織・事務現況調査説明会 企画調整、地域振興分科会組織・事務現況調査説明会
12月25日	第4回幹事会を吾北村中央公民館会議室で開催 伊野町・吾北村・本川村合併協議会設立総会議事について協議
12月26日	水道分科会組織・事務現況調査説明会(吾北村中央公民館会議室) 建設分科会組織・事務現況調査説明会

報告第 2 号

伊野町・吾北村・本川村合併協議会規約について

平成 1 4 年第 4 回伊野町議会、吾北村議会及び本川村議会定例会において伊野町・吾北村・本川村合併協議会の設置に関する議案が議決され、伊野町・吾北村・本川村合併協議会の設置及び規約が定められたので、別紙のとおり報告します。

平成 1 5 年 1 月 2 0 日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長 塩 田 始

報告第2号

伊野町・吾北村・本川村合併協議会規約

(設置)

第1条 伊野町・吾北村・本川村(以下「3町村」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を置く。

(名称)

第2条 この合併協議会の名称は、伊野町・吾北村・本川村合併協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(協議会の事務)

第3条 協議会の行う事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 3町村の合併に関する協議
- (2) 3町村の合併に伴う新町建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、3町村の合併に関し必要な事項

(協議会の事務所の位置)

第4条 協議会の事務所は、高知県吾川郡吾北村上八川甲2010番地に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(委員)

第6条 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 3町村の長及び助役
- (2) 3町村の議会の議長及び当該議長が指名した議員3名
- (3) 3町村の長が協議して定めた学識経験を有する者22名以内

2 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第7条 会長及び副会長2名は、3町村の長の協議により、長の中からこれを選任する。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

(会長及び副会長の職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する副会長がその職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集する。

2 会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき事件とともに、会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 前2項に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(関係職員等の出席)

第11条 会長は、必要に応じて3町村の関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(小委員会)

第12条 協議会は、担当事務の一部について調査、審議等を行うため小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(幹事会)

第13条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第14条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の事務に従事する職員は、3町村の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第15条 協議会の経費は、3町村で均等に負担するものとする。

2 3町村は、前項の規定による負担金を年度開始後速やかに協議会に納付しなければならない。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長の属する町村の例により会長が定める。

(監査)

第17条 協議会の出納の監査委員は3名とし、3町村の監査委員の中から各1名に委嘱して監査する。

2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(報酬及び費用弁償)

第18条 協議会の委員及び監査委員は、その職務を行うために要する報酬及び費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法については、吾北村の例により会長が定める。

(協議会解散の場合の措置)

第19条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

- 1 この規約は、合併協議会設立の日から施行する。
- 2 協議会が設けられた年度の予算に関しては、第15条第2項中「年度開始後」とあるのは「協議会の予算成立後」と読み替えるものとする。
- 3 この規約は、廃置分合が完了した日にその効力を失う。

報告第3号

伊野町・吾北村・本川村合併協議会幹事会規程について

伊野町・吾北村・本川村合併協議会規約第13条第2項の規定に基づき、別紙のとおり幹事会規程を定めたので報告します。

平成15年1月20日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長 塩田 始

伊野町・吾北村・本川村合併協議会幹事会規程

(目的)

第1条 この規程は、伊野町・吾北村・本川村合併協議会規約（以下「規約」という。）第13条第2項の規定に基づき、伊野町・吾北村・本川村合併協議会幹事会（以下「幹事会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長（以下「会長」という。）の指示を受け、伊野町・吾北村・本川村合併協議会（以下「協議会」という。）に提案する事項について、協議または調整するものとする。

(幹事)

第3条 幹事会は、3町村の助役及び総務課長をもって組織する。

(組織)

第4条 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。
2 幹事長は、伊野町の助役をもって充てる。
3 副幹事長は、吾北村の助役をもって充てる。

(会議)

第5条 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集する。

(会議の運営)

第6条 幹事長は、会議を主宰し、会議の議長となる。
2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

(専門部会・分科会)

第7条 幹事会は、必要に応じて専門部会及び分科会を置くことができる。

(関係者の出席)

第8条 幹事長は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第9条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について会長に報告するものとする。

(庶務)

第10条 幹事会の庶務は、規約第14条第1項に規定する協議会事務局において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成15年1月20日から施行する。

報告第4号

伊野町・吾北村・本川村合併協議会専門部会規程について

伊野町・吾北村・本川村合併協議会幹事会規程第7条の規定に基づき、別紙のとおり専門部会規程を定めたので報告します。

平成15年1月20日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長 塩田 始

伊野町・吾北村・本川村合併協議会専門部会規程

(設置)

第1条 伊野町・吾北村・本川村合併協議会幹事会規程第7条の規定に基づき、伊野町・吾北村・本川村合併協議会専門部会(以下「専門部会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、伊野町・吾北村・本川村合併協議会事務局長(以下「局長」という。)の指示を受け、伊野町・吾北村・本川村合併協議会規約第3条に掲げる事項について、専門的に協議又は調整するものとする。

(組織)

第3条 専門部会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(役員)

第4条 専門部会に次の役員を置く。

- ? 部会長 1名
- ? 副部会長 1名

(役員の職務)

第5条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、局長の要請により、又は部会長が必要に応じて開催するものとする。

- 2 部会長は、部会の議長となる。
- 3 部会長は、必要に応じて関係職員の出席を要請することができる。
- 4 専門部会は、必要に応じて関係する部会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第7条 部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、局長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 専門部会の庶務は、協議会事務局が行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は専門部会長が局長と協議して定める。

附 則

この規程は、平成15年1月20日から施行する。

別表(第3条関係)専門部会委員

専門部会名	関係所管課			構成委員
	伊野町	吾北村	本川村	
総務財務部会	総務課・税務課 企画財政課	総務課	総務課	課長
企画部会	企画財政課	企画課	企画振興課	課長
住民環境部会	環境対策課 住民課・ほけん福祉課	住民課 総務課	保健福祉課 総務課	課長
福祉健康部会	ほけん福祉課	住民課	保健福祉課	課長
産業・経済・観光部会	産業経済課	農林課 企画課	企画振興課 産業建設課	課長
建設水道部会	建設課・環境対策課 水道課・総務課	建設課・企画課	産業建設課 保健福祉課	課長
教育部会	教育委員会事務局	教育委員会事務局	教育委員会事務局	教育次長・課長
議会監査部会	議会事務局 監査委員事務局	議会事務局 監査委員事務局	議会事務局 監査委員事務局	事務局長 補助職員

報告第5号

伊野町・吾北村・本川村合併協議会分科会規程について

伊野町・吾北村・本川村合併協議会幹事会規程第7条の規定に基づき、別紙のとおり分科会規程を定めたので報告します。

平成15年1月20日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長 塩田 始

伊野町・吾北村・本川村合併協議会分科会規程

(設置)

第1条 伊野町・吾北村・本川村合併協議会事務局規程(以下「規程」という。)第2条第1項第2号に規定する協議資料の作成のため、伊野町・吾北村・本川村合併協議会分科会(以下「分科会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 分科会は、伊野町・吾北村・本川村合併協議会事務局長(以下「局長」という。)の指示を受け、伊野町・吾北村・本川村合併協議会規約第3条に掲げる事項について、専門的に協議または調整するものとする。

(組織)

第3条 分科会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(役員)

第4条 分科会に次の役員を置く。

- ? 分科会長 1名
- ? 副分科会長 1名

(役員職務)

第5条 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

2 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、局長の要請により、または分科会長が必要に応じて開催するものとする。

- 2 分科会長は、分科会の議長になる。
- 3 分科会長は、必要に応じて関係職員の出席を要請することができる。
- 4 分科会は、必要に応じて関係する分科会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第7条 分科会長は、分科会の協議経過及び結果につて、局長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、協議会事務局が行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は分科会長が局長と協議して定める。

附 則

この規程は、平成15年1月20日から施行する。

別表(第3条関係)分科会委員

担当部会	分科会	分科会委員
総務財務部会	財政分科会	
	税務分科会	
	管財分科会	
	総務分科会	
	人事分科会	
	消防・防災分科会	
	情報・電算分科会	
	出納分科会	
企画部会	企画調整分科会	
	地域振興分科会	
住民環境部会	住民分科会	
	国保分科会	
	年金分科会	
	環境分科会	
福祉健康部会	福祉分科会	
	保健衛生分科会	
	医療分科会	
	介護保険分科会	
	児童保育分科会	
	介護支援センター分科会	
	老人福祉施設分科会	
	社会福祉協議会分科会	
産業・経済・観光部会	農業分科会	
	林業水産分科会	
	商工観光分科会	
建設水道部会	建設分科会	
	水道分科会	
	地籍調査分科会	
教育部会	学校教育分科会	
	社会教育分科会	
	公民館分科会	
議会監査部会	議会監査分科会	

報告第 6 号

伊野町・吾北村・本川村合併協議会事務局規程について

伊野町・吾北村・本川村合併協議会規約第 1 4 条第 3 項の規定に基づき、別紙のとおり事務局規程を定めたので報告します。

平成 1 5 年 1 月 2 0 日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長 塩 田 始

伊野町・吾北村・本川村合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、伊野町・吾北村・本川村合併協議会規約第14条第3項の規定に基づき、伊野町・吾北村・本川村合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) その他協議会の運営に関し必要な事項

(組織及び分掌事務)

第3条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務班、推進班、計画班を置く。

2 班の分掌事務は、別表第1のとおりとする。

(職員等)

第4条 事務局に局長、次長、班長その他必要な職員を置く。

2 前項に定めるもののほか、事務の円滑な運営に資するため、必要に応じて高知県職員を助言者として派遣要請できる。

(職員の職務)

第5条 局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の運営全般を統括し、関係町村、関係一部事務組合及び県等との連絡及び調整にあたる。

2 次長は、局長を補佐し、局長に事故があるとき、又は局長が欠けたときは、その職務を代理し、次に掲げる職務を行う。

- (1) 事務局の事務の統括
- (2) 各班相互の連絡及び調整

3 班長は、局長及び次長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 分掌する事務の統括管理
- (2) 所属職員の指揮監督
- (3) 局長及び次長の補佐

4 その他の職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(決裁)

第6条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針
- (2) 協議会に提案する議案
- (3) 協議会の予算及び決算
- (4) 協議会の職員の任免
- (5) 規程及び要領等の制定
- (6) その他特に事務局長が重要と判断する事項

(専決区分)

第7条 局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 事務局の運営に係る基本方針に関すること。
- (2) 1件50万円未満の物品の購入その他契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関すること。
- (5) その他軽易な事項に関すること。

(代決)

第8条 会長が不在のときは、副会長がその事務を代決する。

- 2 局長が不在のときは、次長がその事務を代決する。

(文書の取扱い)

第9条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、伊野町文書管理規程の規定を準用する。

(公印の取扱い)

第10条 協議会の公印の名称、ひな形、寸法、書体、保守者、用途及び個数は、別表第2のとおりとする。

- 2 協議会の公印の管守、取扱い等については、必要に応じて会長が別に定める。

(職員の服務等)

第11条 職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件については、会長の属する町村の例による。

(職員の給与等)

第12条 職員の給与、共済費等については、それぞれ派遣する町村の負担とする。

- 2 職員の旅費については、吾北村の例により、事務局の予算において支給する。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年1月20日から施行する。

別表第1（第3条関係）伊野町・吾北村・本川村合併協議会事務局事務分掌

総務班

- (1) 庶務及び会計に関すること。
- (2) 合併の諸手続に関すること。
- (3) 協議会の会議に関すること。
- (4) 合併に関する資料の編さん、調整等に関すること。
- (5) 国及び高知県との連絡調整に関すること。
- (6) 協議会予算及び決算に関すること。
- (7) その他他の班に属さないこと。

推進班

- (1) 各種事務事業の調整及びそれに伴う3町村間の調整に関すること。
- (2) 事務事業実態調査に関すること。

計画班

- (1) 新町建設計画に関すること。
- (2) 財政計画に関すること。
- (3) 3町村及び新町の予算に関すること。

別表第2

名 称	ひ な 形	寸法(mm)	書 体	保 守 者	用 途	個 数
伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長の印	議 本 伊 会 川 野 会 村 町 長 合 吾 之 併 北 印 協 村	方24	古印体	伊野町・吾北村・本川村合併協議会事務局長	伊野町・吾北村・本川村合併協議会の銀行印及び一般文書兼用	1

報告第7号

伊野町・吾北村・本川村合併協議会財務規程について

伊野町・吾北村・本川村合併協議会規約第16条の規定に基づき、別紙のとおり財務規程を定めたので報告します。

平成15年1月20日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長 塩田 始

伊野町・吾北村・本川村合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、伊野町・吾北村・本川村合併協議会規約第16条の規定に基づき、伊野町・吾北村・本川村合併協議会（以下「協議会」という。）の予算に関し、必要な事項を定める。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、伊野町・吾北村及び本川村の負担金、繰越金及びその他の収入をその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費を歳出する。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調整し、年度開始前に協議会の会議を経なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算が協議会の会議を経たときは、当該予算の写しを速やかに3町村に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、協議会に係る既定予算に補正の必要が生じた場合は、これを調整し、協議会の会議を経なければならない。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の会議を経たときは、前条第3項の規定を準用する。

(歳入歳出予算の款及び項の区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が定める銀行その他の金融機関に、これを預け入れることができる。

(協議会出納員)

第6条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

(予算の流用及び充用)

第7条 会長歳出予算の流用をしたとき、又は予備費の充用をしたときは、直近の協議会の会議に報告しなければならない。

(決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後2か月以内に協議会の決算を調製し、監査委員の監査に付した後、協議会の会議の認定を経なければならない。

2 会長は、前項の規定により決算が協議会の認定を経たときは、当該決算の写しを3町村の長に送付しなければならない。

(収入及び支出の手続き)

第9条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、別に定める様式によりこれを行うものとする。

2 協議会出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な簿冊

(委任)

第10条 この規定に定めるもののほか協議会の予算に関し必要な事項は、伊野町の例により、会長が別に定める。

附 則

この規定は、平成15年1月20日から施行する。

別表第1 (第4条関係) 歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 県支出金	2 県補助金	2 県補助金
3 繰入金	3 繰入金	3 繰入金
4 繰越金	4 繰越金	4 繰越金
5 諸収入	5 諸収入	5 預金利子

別表第2 (第4条関係) 歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務局費	2 事務局費
2 事業費	1 事業推進費	1 事業推進費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

報告第 8 号

伊野町・吾北村・本川村合併協議会委員の報酬及び費用弁償規程について

伊野町・吾北村・本川村合併協議会規約第 18 条第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり報酬及び費用弁償規程を定めたので報告します。

平成 15 年 1 月 20 日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長 塩 田 始

報告第8号

伊野町・吾北村・本川村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、伊野町・吾北村・本川村合併協議会規約(以下「規約」という。)第18条第2項の規定に基づき、伊野町・吾北村・本川村合併協議会(以下「協議会」という。)の委員等の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 協議会の委員及び監査委員(以下「協議会委員等」という。)の報酬は、1日7,200円とする。ただし、伊野町、吾北村及び本川村の地方公共団体の長及び助役その他常勤職員については、これを支給しない。

2 日額報酬は、会議等の時間が4時間以下の場合は、0.7を乗じた額とする。

(費用弁償の額)

第3条 協議会委員等が、協議会の職務を行うために出張したときは、費用弁償として別表に掲げる旅費を支給する。

(支給方法)

第4条 前条に定めるもののほか協議会の委員等に支給する旅費については、吾北村一般職員の旅費に関する条例の規定を準用する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか協議会委員等の費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年1月20日から施行する。

別表(第3条関係)

旅 費 の 状 況 一 覧 表

名 称	宿 泊 料		日 当		車 賃
	県 外	県 内	県 外	県 内	
伊野町・吾 北村・本川 村合併協議 会	13,000	8,000	3,800	2,000円 50km未満はな し、50～100km 1/2	実費、1 km 当たり20円

報告第9号

平成14年度伊野町・吾北村・本川村合併協議会事業計画について

平成14年度伊野町・吾北村・本川村合併協議会事業について別紙のとおり事業計画を定めたので報告します。

平成15年1月20日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長 塩田 始

平成14年度伊野町・吾北村・本川村合併協議会事業計画

1 合併協議の基本方針

伊野町・吾北村・本川村の3町村は、少子高齢化と人口の減少並びにあらゆる構造改革が進められる中、地域と住民生活の将来を見通したうえで、発展を目指す地域づくりに向けて、平成17年3月31日までの合併の特例に関する法律を活用した具体的な将来像を構築するための協議を進める。

2 事業計画

1) 合併に関する協定項目の協議

自治体の存立に関する基本的項目の協議

事務事業の一元化に関わる事項

新町建設計画

2) 新町将来構想の策定

3) 住民への将来構想の提供

4) 新町建設計画の策定

5) 事務事業現況調書の作成

3 本年度実施計画

1) 研修に関する事業

協議会委員研修

先進地視察研修

その他研修

2) 広報に関する事業

合併協議会だよりの発行(2回)

ホームページ等への掲載

3) 新町将来構想の策定事業

住民アンケート調査回収と分析

新町将来構想の策定・協議

- 4) 新町建設計画の策定事業
 - 重要課題の調査・協議
 - その他新町建設計画に関すること
- 5) 事務事業現況調書の作成事業
 - 各事務事業の調査・調整・協議
 - その他事務事業に関すること
- 6) その他の事業
 - 協議会運営に関する事業
 - その他の事業

議案第 1 号

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会議運営規程について

伊野町・吾北村・本川村合併協議会規約第 10 条第 3 項の規定により、別紙のとおり会議運営規程を定めることについて、協議会の議決を求めます。

平成 15 年 1 月 20 日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長 塩 田 始

議案第1号

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会議運営規程（案）

（趣旨）

第1条 この規定は、伊野町・吾北村・本川村合併協議会の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 会議は、原則公開とする。ただし、出席委員の半数以上の賛同があるときは、公開しないことができる。

2 会議の運営に際しては、公平・公正な協議の推進に努めるものとする。

（会長の責務）

第3条 会長（以下「議長」という。）は、副会長と連携しながら、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

（会議の開閉等）

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

（会議の進行）

第5条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、大方の賛同をもって議事を進めるものとする。

（会議録）

第6条 議長は、次に掲げる事項を記録した会議録を調整するものとする。

- （1）開催日時及び場所
- （2）出席委員等の氏名
- （3）議題及び議事の要旨
- （4）その他議長が必要と認めた事項

（規律）

第7条 何人も、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文章等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

(関係者の出席)

第8条 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年1月20日から施行する。

議案第 2 号

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会議傍聴規程について

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会議運営規程第 9 条の規定により、別紙のとおり会議傍聴規程を定めることについて、協議会の議決を求めます。

平成 1 5 年 1 月 2 0 日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長 塩 田 始

議案第2号

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会議傍聴規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、伊野町・吾北村・本川村合併協議会会議（以下「会議」という。）の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

（傍聴人の定員）

第2条 会議の傍聴人の数は、傍聴席が満員となった時は、その旨を入口に掲示して傍聴人の入場を制限することができる。

（傍聴の手続）

第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

（傍聴席に入ることができない者）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- （1）銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- （2）プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- （3）はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- （4）ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、撮影又は録音することにつき協議会の会長（以下「会長」という。）の許可を得た者を除く。
- （5）笛、ラッパ、太鼓、その他の楽器の類を携帯している者
- （6）下駄、木製サンダルの類を携帯している者
- （7）酒気を帯びていると認められる者
- （8）異様な服装をしている者
- （9）その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

（傍聴人の守るべき事項）

第5条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- （1）会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (7) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(職員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの規程に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか傍聴の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年1月20日から施行する。

議案第 3 号

平成 1 4 年度伊野町・吾北村・本川村合併協議会予算について

伊野町・吾北村・本川村合併協議会財務規程第 2 条第 2 項の規定により、別紙のとおり平成 1 4 年度合併協議会予算を定めることについて、協議会の議決を求めます。

平成 1 5 年 1 月 2 0 日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長 塩 田 始

平成14年度

伊野町・吾北村・本川村合併協議会予算

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

平成14年度伊野町・吾北村・本川村合併協議会予算

平成14年度伊野町・吾北村・本川村合併協議会の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,041千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した経費に係る予算額に過不足を生じ、会長が予算執行上必要があると認めた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成15年1月20日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

会長 塩田 始

第1表 歳入歳出予算

歳入		(単位:千円)
款	項	金額
1 負担金		4,500
	1 負担金	4,500
2 繰入金		540
	1 繰入金	540
3 諸収入		1
	1 諸収入	1
歳入合計		5,041

歳出		(単位:千円)
款	項	金額
1 運営費		3,705
	1 会議費	2,478
	2 事務局費	1,227
2 事業推進費		1,280
	1 事業推進費	1,280
3 予備費		56
	1 予備費	56
歳出合計		5,041

平成14年度

伊野町・吾北村・本川村合併協議会予算説明書

歳入

1款:負担金

1項:負担金

(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
1 町村負担金	4,500	0	4,500	1 町村負担金	4,500	伊野町 1,500 吾北村 1,500 本川村 1,500
款合計	4,500	0	4,500			

2款:繰入金

1項:繰入金

(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
1 繰入金	540	0	540	1 繰入金	540	繰入金 540
款合計	540	0	540			

3款:諸収入

1項:諸収入

(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
1 預金利子	1	0	1	1 預金利子	1	預金利子 1
款合計	1	0	1			

歳入合計	5,041	0	5,041			
------	-------	---	-------	--	--	--

歳出

1款:運営費

1項:会議費

(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度の予算額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般 財源	区 分	金 額	
				国庫支出金	県支出金	その他				
1 会議費	2,478	0	2,478	0	0	0	2,478	1 報酬	1,067	協議会委員報酬 1,045 監査委員 22
								9 旅費	923	普通旅費 99 研修旅費 824
								11 需用費	205	消耗品費 5 食糧費 200
								14 使用料及 び賃借料	283	バス借上料 280 会場借上料他 3
項合計	2,478	0	2,478	0	0	0	2,478			

1款:運営費

2項:事務局費

(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度の予算額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般 財源	区 分	金 額	
				国庫支出金	県支出金	その他				
1 事務局費	1,227	0	1,227	0	0	0	1,227	9 旅費	167	普通旅費 22 特別旅費 145
								11 需用費	150	消耗品費 150
								12 役務費	145	通信運搬費 100 電話代 45
								14 使用料及 び賃借料	441	コピー機等リース料 436 駐車場他 5
								19 負担金補 助及び交 付金	324	臨時職員賃金等(吾北村へ) 324
項合計	1,227	0	1,227	0	0	0	1,227			
款合計	3,705	0	3,705	0	0	0	3,705			

2款:事業費

1項:事業推進費

(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度の予算額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分	金 額		
				国庫支出金	県支出金	その他					
1 事業推進費	1,280	0	1,280	0	0	0	1,280	8 報償費	100	講師謝礼	100
								9 旅費	100	講師旅費等	100
								11 需用費	400	印刷製本費 (協議会だより)	400
								12 役務費	640	通信運搬費 アンケート関係郵便料	100 540
								13 委託料	40	文書配布委託	40
款合計	1,280	0	1,280	0	0	0	1,280				

3款:予備費

1項:予備費

(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度の予算額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般 財源	区 分	金 額	
				国庫支出金	県支出金	その他				
1 予備費	56	0	56	0	0	0	56		56	
款合計	56	0	56	0	0	0	56			

歳出合計	5,041	0	5,041	0	0	0	5,041			
------	-------	---	-------	---	---	---	-------	--	--	--

協議第 1 号

合併協定項目について

伊野町・吾北村・本川村合併協議会規約第 3 条の規定により、別紙のとおり合併協定項目を定めることについて、協議会の同意を求めます。

平成 1 5 年 1 月 2 0 日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長 塩 田 始

合併協定項目(案)

基本的協定項目

1. 合併の方式	4. 新町の事務所の位置
2. 合併の期日	5. 財産及び債務の取扱い
3. 新町の名称	

合併特例法に記載されている協定項目

6. 地域審議会の取扱い	9. 一般職の職員の身分の取扱い
7. 議会議員の定数及び任期の取扱い	10. 地方税の取扱い
8. 農業委員の定数及び任期の取扱い	

その他必要な協定項目

11. 特別職の身分の取扱い	17. 各種団体への補助金、交付金の取扱い
12. 条例・規則等の取扱い	18. 町、字の区域及び名称の取扱い
13. 事務機構及び組織	19. 町村の慣行の取扱い
14. 一部事務組合等の取扱い	20. 国民健康保険事業の取扱い
15. 使用料、手数料等の取扱い	21. 介護保険事業の取扱い
16. 公共的団体等の取扱い	22. 消防団の取扱い

23. 各種事務事業の取扱い	
電算システム事業の取扱い	人権対策関係事業の取扱い
広域行政事務組合の取扱い	農林水産関係事業の取扱い
各種福祉制度の取扱い	商工観光関係事業の取扱い
水道事業の取扱い	建設関係事業の取扱い
町村立学校等の通学区域の取扱い	学校教育関係の取扱い
広聴広報関係事業の取扱い	社会教育関係の取扱い
納税関係の取扱い	社会福祉協議会の取扱い
防災関係の取扱い	定住促進対策の取扱い
保健衛生関係事業の取扱い	その他行政サービスにかかる各種制度の取扱い
公の施設の取扱い	

新町建設計画

1. 新町将来構想の確定	2. 新町建設計画の策定
将来構想・重点施策の検討	重点施策の事業化(年次財政計画)
地域住民のまちづくりの調査	住民の意見反映

その他

1. 伊野町・吾北村・本川村合併協議会委員の研修会について
日時：平成15年2月14日（金）午前10時～2時間程度
場所：吾北村中央公民館大会議室
内容： 協議会委員の役割について
 合併特例法について
 合併の流れについて
講師：高知県地域政策室市町村合併担当職員

2. 第2回伊野町・吾北村・本川村合併協議会の日程について
日時：平成15年2月14日（金）午後1時～
場所：吾北村中央公民館大会議室
協議事項： 合併の方式について
 合併の期日について
 新町の名称について
 事務所の位置について
 特別職の身分の取扱いについて

3. 先進地視察研修について
日程：平成15年3月3日（月）～3月4日（火）
視察場所： 広島県神石郡豊松村大字下豊松741
 「神石郡合併協議会」（油木町・神石町・豊松村・三和村）
 《概要》・合併の方式…新しい町を設置する新設（対等）合併
 ・合併の時期…平成16年3月末
 ・その他…別添資料のとおり
 岡山県邑久郡邑久町山田庄880-1
 「邑久郡合併協議会」（牛窓町・邑久町・長船町）
 《概要》・合併の方式…新しい市を設置する新設（対等）合併
 ・合併の時期…平成16年3月末までの早い時期
 ・その他…別添資料のとおり